

判定請求の手引き

農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室
令和4年4月1日版

目 次

1. 判定制度の概要	1
(1) 判定制度とは	1
(2) 判定制度の利用場面	1
(3) 判定請求の準備	2
(4) 調査に要する手数料	2
(5) 判定の結果の活用	2
(6) 留意点	2
2. 判定請求の前に	4
(1) 侵害の確認方法の選択	4
(2) 登録品種の審査特性の確認	4
(3) 証拠品（判定対象品種）の収集・保管等	4
(4) 必要な形態・個体数の判定対象品種の確保	4
(5) 判定請求書の入手	6
(6) 判定請求書の様式、提出方法	7
3. 判定請求書の作成	8
(1) 判定請求書	8
(2) 判定対象品種の植物体の写真	10
(3) 委任状	11
4. 判定請求後の手続	13
(1) 受理	14
(2) 方式確認	15
(3) 判定請求の取下げ	16
(4) 調査	17
(5) 拒絶	18
(6) 判定結果の通知	18
5. 判定のQ & A	18

1. 判定制度の概要

(1) 判定制度とは

従前、育成者権の侵害の判断には、「登録品種そのものと被疑侵害品種の比較栽培」が必要とされてきました。もっとも、比較栽培を行うのは困難な場合もあることから、令和2年の種苗法改正によって、品種登録の審査における「審査特性（いわゆる特性表）」の位置づけが見直され、審査特性により明確に区別されない品種は、登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する旨の規定が設けられました。

これに併せて、ある品種が品種登録簿に記載された登録品種の「**審査特性**」により明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産大臣に判定を求めることが令和4年4月1日から可能になりました（判定制度）。すなわち、判定制度は、登録品種の「**審査特性**」と対象となる品種の特性を比較して、**明確に区別されないか(権利範囲に入ると推定されるか)**どうか判断するものです。



判定制度のイメージ

判定制度の利用を検討する際は、登録品種の審査特性を記載した特性表を入手し、その内容を確認してください。登録品種の「審査特性」は、品種登録簿の謄写請求により入手可能なほか、品種登録ホームページでも順次公開される予定です。

(2) 判定制度の利用場面

判定制度は、以下のような育成者権侵害の疑義が生じている場面で利用されることが想定されます。このため、誰でも判定を請求できるわけではなく、登録品種に利害関係を有する者のみが請求できることとなっています。判定制度によって、育成者権者や専用利用権者にとっては権利侵害を適切に防ぐことが、また、育成者権者等以外の利害関係者にとっては、育成者権者から根拠のない警告・訴えが抑制されることが期待されます。なお、育成者権者以外の者が判定請求をした場合、判定結果は、育成者権者にも通知されます。

○判定結果の利用例

- ・ 侵害が疑われる者への警告状の根拠資料として利用
- ・ 警告を受けた際の反論の根拠資料として利用
- ・ 税関への申立て、情報提供の際の添付資料として利用
- ・ 仲裁機関へ仲裁を依頼する際の参考資料として利用
- ・ 侵害訴訟等における提出資料として利用

(3) 判定請求の準備

判定を請求するにあたっては、登録品種の「審査特性」の内容を事前に確認する必要があるほか、判定の対象となる品種（以下、判定対象品種といいます。）の植物体を、判定を請求する者自身が準備する必要があります。判定の請求前にあたって準備すべき事項を4ページに記載していますので、ご確認ください。

(4) 調査に要する手数料

令和2年種苗法改正に伴い、品種登録出願の審査において栽培試験や現地調査を行う場合は、手数料が必要となりましたが、判定制度において判定対象品種の特性を確認するためにこれらを実施する場合も、同様に手数料が必要です。

また、木本性の植物など、栽培に時間を要する植物については、判定の結果が出るまで時間を要する場合がありますのでご注意ください。

(5) 判定の結果の活用

調査を経て、農林水産大臣が判定を行った場合、判定を請求した者（以下、請求者といいます。）に、判定の結果が通知されます。この際、育成者権者以外の利害関係者が判定を請求した場合には、育成者権者にも判定の結果が通知されます。

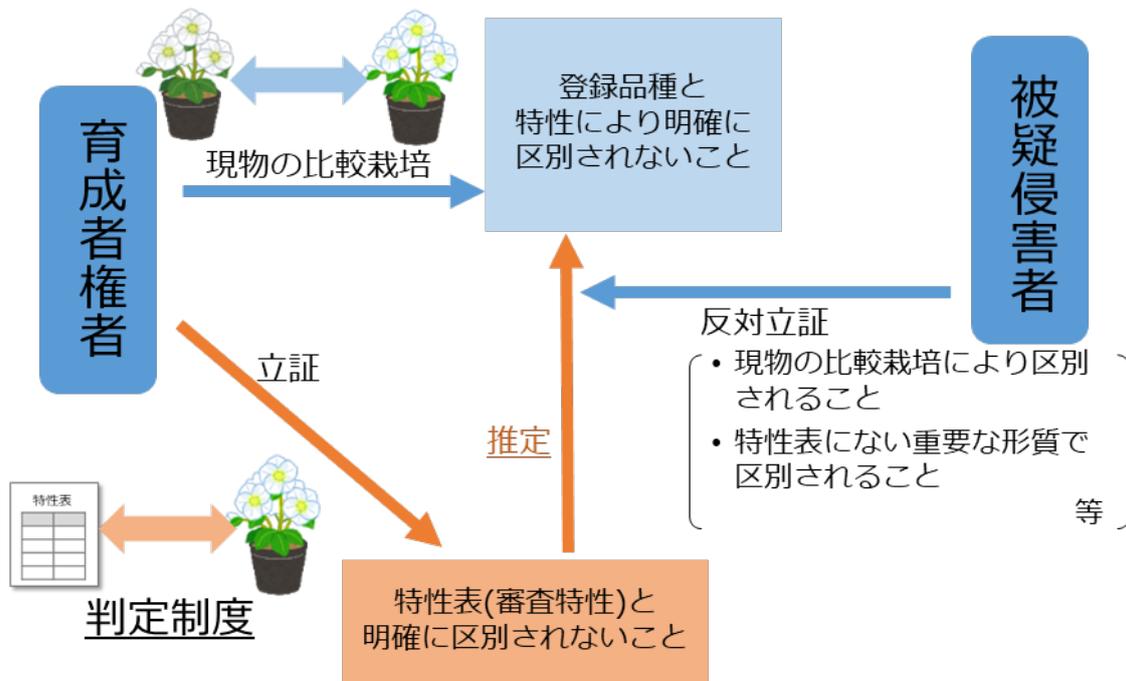
判定は、品種登録出願の審査を担う農林水産省が、その専門的知見に基づいて、中立・公正な立場から判断を行うものです。もっとも、判定は、農林水産省が行政サービスとして実施するものであり、法的拘束力はありません。また、判定の結果について不服を申し立てることはできません。

(6) 留意点

判定は、あくまで登録品種の「審査特性（特性表）」と対象となる品種の特性を比較して、権利範囲に入ると推定されるかを判断するものです。また、特性表に記載された特性のみを調査の対象とするため、以下の点などに留意いただく必要があります。

- ・相手側が比較栽培等をした結果、裁判等において推定が覆る（判定と異なる結論となる）ことがあります。
- ・特性表に記載されていない重要な形質について区別性を争いたい場合等、判定の結果を自身の主張の根拠として活用できない場合があります。

従来から侵害立証の手段として活用されてきた登録品種の植物体と被疑侵害品種の植物体の比較栽培を含む国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター（以下、種苗管理センターといいます。）の品種類似性試験（有料）は、今後も利用可能です。また、税関に対する輸出入差止申立ての場面などでは、確立されたDNA品種識別技術等を利用することで、迅速な判断が可能となります。侵害の対象となる植物の種類や侵害の状況に合わせて、適切な侵害の確認方法を選択することが重要です。



判定結果を用いた立証のイメージ

判定請求にあたっての留意点

- ◇ 判定を請求できるのは、登録品種について利害関係を有する者のみです。
- ◇ 請求者は、栽培試験に必要な判定対象品種の植物体を準備する必要があります。
- ◇ 判定にあたって栽培試験・現地調査を行う場合には、必要な手数料を徴収します。
- ◇ 植物の種類によっては、判定の結果が出るまでに時間を要する場合があります。
- ◇ 育成者権者以外の方が判定を請求した場合、判定結果は、請求者に通知されるほか、育成者権者にも通知されます。
- ◇ 判定の結果について、不服を申し立てることはできません。
- ◇ 育成者権侵害の立証には、判定以外の手段も引き続き利用可能です。

2. 判定請求の前に

(1) 侵害の確認方法の選択

判定制度は、育成者権侵害にあたるか非侵害かを確認する方法ですが、確認方法としては、種苗管理センターの品種類似性試験等、判定制度以外の手段の利用も可能です。侵害の疑義が発生した場合は侵害の対象となる植物の種類や侵害の状況に合わせて、適切な侵害の確認方法を選択することが重要です。種苗管理センターでは、このような侵害時の対応について助言をしています。

(2) 登録品種の審査特性の確認

判定制度は、品種登録簿に記載された登録品種の「審査特性」と判定対象品種を比較するものです。このため、判定制度の利用を検討する際は、登録品種の審査特性を記載した特性表を入手し、その内容を確認してください。登録品種の「審査特性（特性表）」は、品種登録簿の謄写請求（有料）により入手可能なほか、品種登録ホームページでも順次公開される予定です。

(3) 証拠品（判定対象品種）の収集・保管等

育成者権の侵害等を確認する手段として判定制度を選択する場合、侵害が疑われる品種等、判定の対象となる品種（判定対象品種）を、請求者自身で確保する必要があります。判定では、判定対象品種の植物体の真正性等については判断を行いませんが、第三者の立会いのもとで判定対象品種を収集することで、判定結果を訴訟等で活用する場合の証拠能力の向上が期待されます。品種類似性試験等を実施する種苗管理センターでは、このような証拠品の収集への立会い（侵害状況の記録）・保管（寄託・必要に応じて種苗の生産）を有料で実施しています。

既に判定対象品種の植物体を確保しているという場合にも、種苗管理センターに予め寄託しておくことで、判定請求後に改めて植物体を提出することが不要になります。

(4) 必要な形態・個体数の判定対象品種の確保

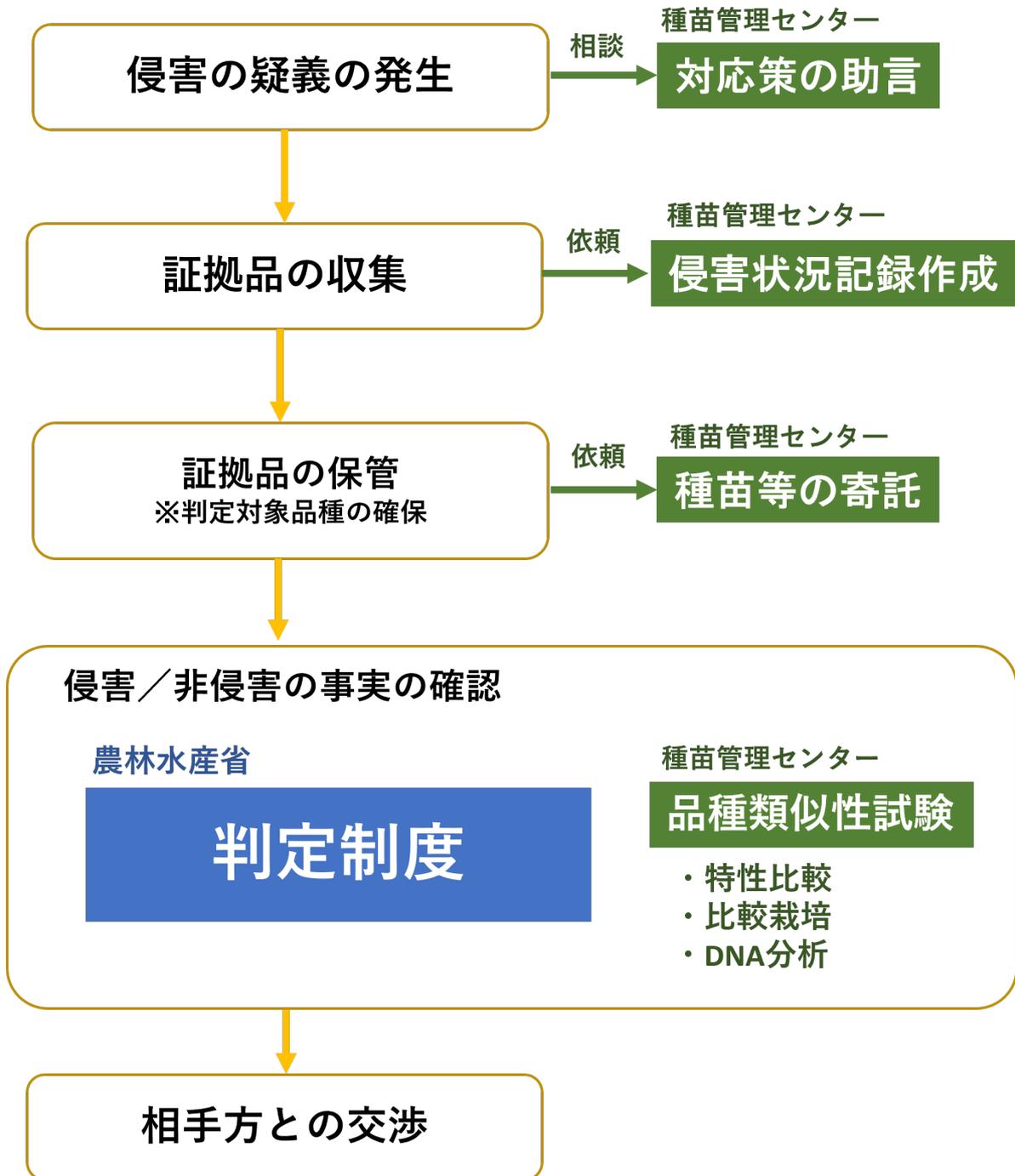
判定制度において、判定対象品種と比較される登録品種の「審査特性」は、品種登録出願の審査の際に、植物ごとに定められた基準（植物種類別審査基準）に沿って、指定された形態・個体数の登録品種の種苗を指定された方法で栽培したうえで、特定した特性を品種登録簿に記録したものです。判定に際し、判定対象品種の特性を確認する際には、品種登録審査と同様の条件・方法で、なおかつなるべく環境条件等を揃えて判定対象品種を栽培することで、審査特性と判定対象品種の特性をより精緻に比較できると期待されます。このため、判定対象品種についても、植物ごとに定められた基準で指定された形態・個体数の種苗を用意していただくことが望ましいといえます。

なお、登録品種によっては、現在公表されている基準ではなく、改正前の基準に沿って審査が行われている場合があります。このため、判定を請求するにあたって、必要な個体数や形態が不明な場合は、農林水産省の知的財産課種苗室までお問い合わせください。

お問い合わせ先

判定全般に関するお問い合わせ	農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111（代表）
対応策の助言 証拠品の収集記録・保管等に関する問い合わせ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター 品種保護対策課 〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2 電話：029-838-6589

育成者権侵害対応の一例



※侵害の疑いをかけられた方も利用可能です。

(5) 判定請求書の入手

判定請求書は、以下の①又は②の方法で入手できます。

① 農林水産省のホームページから様式をダウンロード

<p>○ 品種登録ホームページ URL https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/</p>	
---	---

② 郵送による資料請求

請求の際に、以下のア及びイを同封して知的財産課種苗室宛に送付してください。

<p>○ 農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-3502-8111 (代表)</p>

ア 請求する資料の種類及び請求者を記載した書面

様式の指定はありませんのでメモ書きでも問題ありません。以下の事項を記載して下さい。

(ア) 請求者の氏名、住所、所属（法人等の場合）、電話番号

(イ) 請求する資料の種類

例えば、「『判定請求書』のみ」、「『判定請求書』及び『判定請求の手引き』」等。

イ 返信用の封筒

御自身あての返信用封筒をご用意ください。返信用の封筒は、A4版（願書等のサイズ）の書類が入る大きさの封筒を用い、これにあて名を記入し切手を貼ってください。

郵便料金の目安（令和4年4月1日現在）

同封する書類の種類	郵便料金
判定請求書様式	120円
判定請求書様式+判定請求の手引き	140円

※願書等を同封して送付をご希望の場合には事前にご相談ください。

(6) 判定請求書の様式、提出方法

用紙の仕様

- ・ A4 サイズ縦
- ・ 用紙は文字が透き通らない白色
- ・ 片面印刷
- ・ 余白は用紙の上下左右それぞれ 20mm 以上 30mm 以内とする

【不適切な例】

- ・ 電磁的記録媒体（USB メモリ等）での提出
- ・ 感熱紙の使用

印字の仕様

- ・ パソコン等で作成する場合は 10 ポイント以上 14 ポイント未満の読みやすいフォントで作成し、黒色のインクのみで出力されている。
- ・ 手書きで作成される場合は黒色のボールペンで記入されている。
- ・ 全ての文字が明瞭に記載されている。

【不適切な例】

- ・ 鉛筆書き又は容易に消すことが可能なインクが使用されている。
- ・ 不明瞭な文字が使用されている。

(留意点)

- 判定請求書の書面は、農林水産植物の種類の名を除き、日本語で作成してください（請求者の氏名・名称、住所・居所、登録品種の名称は、ローマ字で記入することも可能です）。
- 委任状等の証明書類で外国語で書かれたものについては、日本語の翻訳文を添付してください。

提出方法

以下①～②のいずれかの方法により判定請求書の提出が可能です（※）。

- ① 一般書留又は簡易書留による郵送（郵便事故防止のため、普通郵便は避けて下さい）
- ② 農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室品種登録受付窓口への直接持参（庁舎入口にて手続が必要）

※品種登録出願システムからの提出については対応していません。

3. 判定請求書の作成

(1) 判定請求書

ここでは、判定請求書の記載にあたって留意すべき事項を解説します。

様式第九号の二（第十八条の二関係）

判 定 請 求 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第35条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり判定を求めます。

記

1 判定に係る登録品種
品種登録の番号 第 号
農林水産植物の種類
登録品種の名称

2 判定の対象となる品種

3 請求の理由

4 その他参考となる事項

5 連絡先
フリガナ
住所又は居所
フリガナ
氏名
（法人にあっては、法人名、担当部署名及び担当者氏名）
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス

6 添付書類の目録
 判定の対象となる品種の植物体の写真
 代理人により判定を求める場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
 その他（ ）

判定請求書の提出日（郵送の場合は発送日）を記載します。

請求者が複数の場合は、請求者全員の住所・氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記載してください。
代理人が届け出る場合は、代理人の住所・氏名も併せて記載してください。また、代理人の権限を証明する書面（委任状等）を提出してください。
なお、請求者、代理人の署名押印は不要です。

単一の登録品種について記載してください。複数の登録品種を記載することはできません。

次ページを参照してください。

農林水産省からの文書や各種連絡を受ける日本国内の方の情報を記載してください。判定請求後の連絡は、基本的にはこの欄に記載された連絡先にする事となります。

添付する書類の前の口には✓を記載してください。

2 判定の対象となる品種

判定の対象となる品種（以下、判定対象品種といいます。）に名称がある場合は、その名称を記載してください。また、名称が特定できない場合は、判定対象品種の入手先、流通名等、判定対象品種を特定することができる情報を記載してください。

なお、判定制度では1つの請求につき、1つの登録品種の審査特性と1つの判定対象品種を比較して判定を行います。複数の登録品種の審査特性について判定を請求する場合や複数の判定対象品種について判定を請求する場合は、それぞれ個別に請求する必要があります。

3 請求の理由について

請求の理由欄には、まず、請求者と登録品種の利害関係について記載してください。

例： 請求者は登録品種の育成者権者又は専用利用権者である。
請求者は登録品種の育成者権を侵害したとして警告を受けている。

そのうえで、以下のような点を記載してください。

- (1) 第三者が利用する品種について判定を求める場合には、当該第三者に係る情報、当該品種の入手の経緯等。
- (2) 自己が利用する品種について判定を求める場合、当該品種の来歴（自己が育成をした場合には育成経過、第三者から取得した場合には取得元等）、育成者権者等から侵害の警告があった事実等。

さらに、いずれの場合も、請求者が対象となる品種を登録品種の審査特性と対比して、明確に区別されない（あるいは区別される）と考える根拠を、なるべく具体的に記載してください。

4 その他参考となる事項

例えば、判定対象品種を種苗管理センターに寄託している場合や登録品種の種苗も提供可能である場合、その旨を記載してください。その他、判定に係る調査を実施するにあたり考慮すべき事があれば、記載してください。

例： ・採種する親株にわい化剤が使用されている。
・ミックス種子として販売されている品種の1つが判定対象品種である。
・切花としてしか、流通しておらず、種苗を切花から増殖する必要がある。

(2) 判定対象品種の植物体の写真

種苗管理センターの侵害状況記録を利用した場合は、当該記録の写しを添付してください。また、判定請求者が判定対象品種の植物体の写真を撮影する場合は、以下の点に留意してください。

【写真のポイント】

判定対象品種の植物体の写真は、2L版（12.7×17.8cm）程度のカラー写真とし、撮影年月日及び撮影場所を記載した台紙（A4サイズ）1枚ごとに写真1枚をちょう付します。

デジタルカメラで撮影した写真をプリンターで印刷する場合には、A4サイズの写真用紙（光沢のある用紙）に20mm～30mmの余白を残してカラー印刷し、余白部分に撮影年月日及び撮影場所を記載してください。

提出する写真には、可能な限り次に掲げるものを含めてください。

- ① 植物体全体（根部を利用する可能性がない植物の場合は地上部のみで可）の写真
- ② 主として花を觀賞するものにあつては、花の全体の形状及び着生の状況が明瞭に分かる写真並びに花弁等の花の各部位の色、模様、その他の形状が明瞭に分かる花の拡大写真及び花の分解写真
- ③ 主として果実を利用するものにあつては、その表面及び内部の形状が明瞭に分かる写真
- ④ 主として花及び果実以外の部位を利用するものにあつては、主として利用される部位の形状が明瞭に分かる写真
- ⑤ 請求者が登録品種の審査特性と対比して、明確に区別されない（あるいは区別される）と考える根拠となる判定対象品種の特性が明瞭に分かる写真

また、登録品種を入手可能な場合は、登録品種の植物体を判定の対象となる品種と同様の条件で撮影し、提出写真に加えてください。

(3) 委任状

代理人による請求の場合、代理権を証明する書面として提出が必要です。

委任者の自署又は押印（印鑑登録証明書を添付）がされた原本及び外国語表記の場合は翻訳文を提出してください。

(ア) 和文

委 任 状

年 月 日

私（※1 ）は、（※2 ）を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1. 種苗法に基づく品種登録の判定請求。
2. その他、種苗法に基づく判定請求に関する一切の件。

委任者
住 所
氏 名

印

（添付書類）印鑑登録証明書

（記載留意事項）

※1 は、請求者（委任者）の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。

※2 は、代理人の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。

(イ) 英文

POWER OF ATTORNEY

I, (※1), do hereby appoint (※2) as my lawful attorney, and empower him /her to perform the following acts:

- 1 a request for advisory opinion at the Plant Variety Protection and Seed Act of Japan,
- 2 performing all necessary acts regarding the request for advisory opinion under the Plant Variety Protection and Seed Act of Japan.

Date of empowered

By _____
Signature

(記載留意事項)

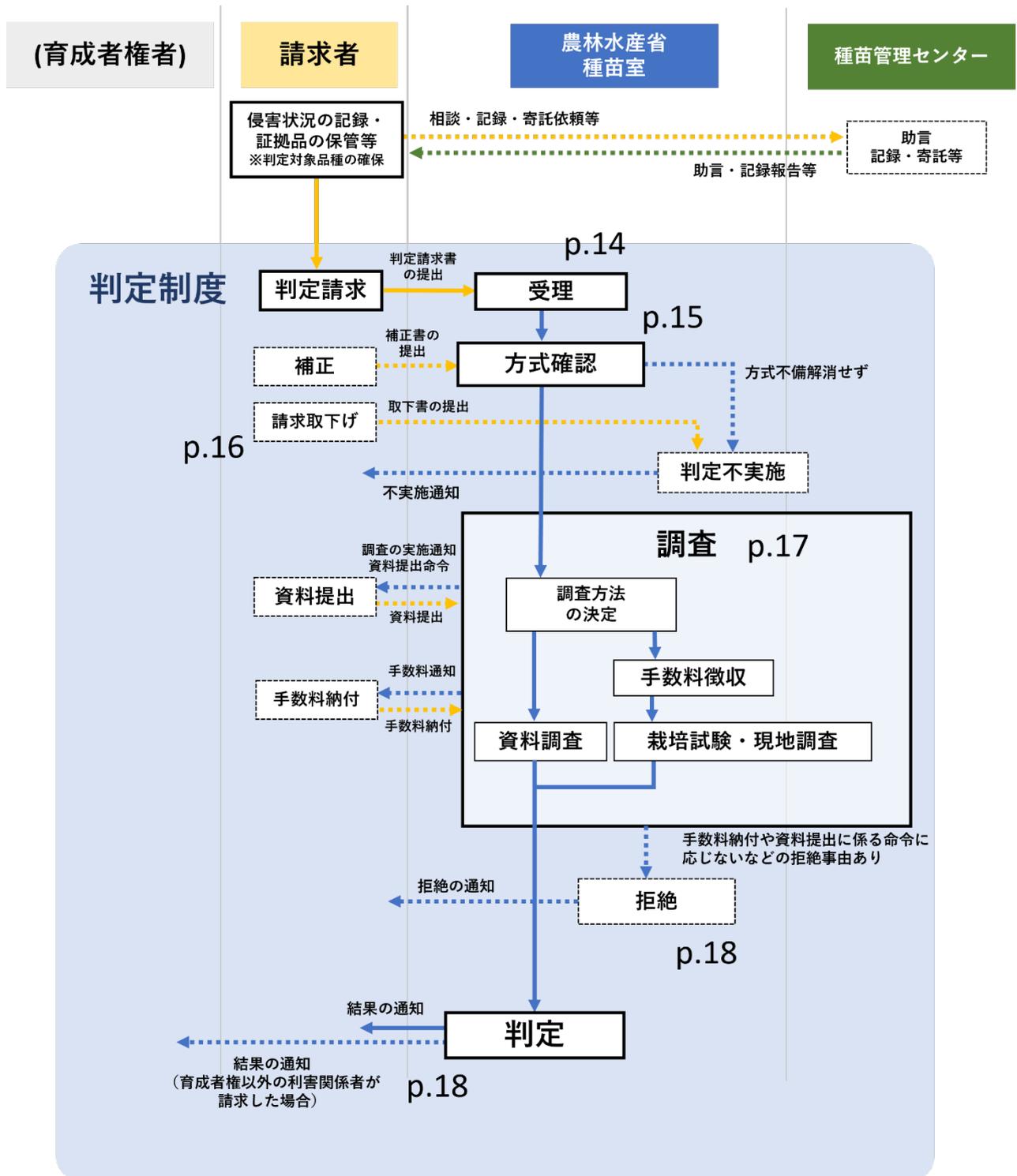
※1 は、請求者（委任者）の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。

※2 は、代理人の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。

日本語以外の言語で作成された書面については、翻訳和文の添付が必要です。

4. 判定請求後の手続

判定の手続の流れ



(2) 方式確認

判定請求書の受理後、判定請求書や添付された書面等について方式の確認を行います。判定請求書に必要な事項が記載されていなかったり、写真や委任状等の必要な添付資料が一部添付されていなかったりするなど、判定請求が種苗法等で定めた方式に従っていない場合、知的財産課種苗室から補正を促します。この場合には、補正を促された事項について、判定請求補正書を提出してください。

なお、補正に応じない場合は、判定の手続は進められず、判定を実施しないこととなりますので、速やかな対応をお願いします。

判定請求補正書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
請求者	
住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
代理人	
住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
下記の判定請求について、次のとおり補正します。	
記	
1	判定請求の番号 第 号
2	判定請求の年月日 年 月 日
3	判定に係る登録品種 品種登録の番号 第 号 農林水産植物の種類 登録品種の名称
4	補正事項 補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目） 補正の内容

(3) 判定請求の取下げ

判定請求後に、請求者は以下の様式を用いて判定請求を取り下げることができます。

判 定 請 求 取 下 書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
請求者	
住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
代理人	
住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
下記の判定請求を取り下げます。	
記	
1	判定請求の番号 第 号
2	判定請求の年月日 年 月 日
3	判定に係る登録品種 品種登録の番号 第 号 農林水産植物の種類 登録品種の名称

(4) 調査

判定請求書の方式の確認が完了した後、判定対象品種の特性を確認するために必要な調査を実施します。判定における調査は、出願品種の審査と同様の①栽培試験、②現地調査に加えて、③資料調査として、請求者から提出された資料や判定対象品種の植物体等から直接、特性を確認する場合があります。

なお、これらのうちいずれの方法により調査を行うかは、判定請求書の内容等を踏まえて、農林水産省において決定し、請求者に通知します。必ずしも、請求者の要望する方法で調査を行うものではありませんので、予めご了承ください。

①資料の提出

栽培試験や資料調査を行う場合、農林水産省から請求者に調査方法の通知にあわせて資料提出命令を送付する場合があります。当該命令が届いた場合には、命令で指定された期限までに、指定された資料を指定の場所に提出してください（なお、必要な判定対象品種の植物体が種苗管理センターに予め寄託されている場合は、資料提出命令は送付されません。）。

4ページにも記載しましたが、審査特性と判定対象品種の特性を適切に比較するためには、植物ごとに指定された形態・個体数の種苗を請求者自身が用意する必要があります。正当な理由なく、命じられた資料の提出に応じない場合、判定請求は拒絶され、判定は実施されません。

②手数料の納付

調査において、栽培試験（※）や現地調査を実施する場合は、手数料の納付が必要となります。調査を実施する農林水産省又は種苗管理センターから、手数料の納付通知が届いた場合には、納付通知で指定された方法で、指定された期限までに速やかに手数料を納付してください。正当な理由なく、納付を命じられた手数料を期限内に納付しない場合、判定請求は拒絶され、判定は実施されません。

※栽培試験に係る手数料について

判定の対象となる登録品種の属する植物の種類に応じて手数料が決まります。判定に係る調査では、登録品種の審査特性に対応する判定対象品種の特性を調査します。このため、例えば、審査特性に病害虫抵抗性等の特別な調査を要する形質（特別調査形質）に係る特性が記載されている場合、判定対象品種についても当該形質について調査する必要がありますので、これを栽培試験で調査する場合には追加の金額が必要となります。

対象となる植物	金額(円)
一般的な植物	93,000円
果樹、茶、観賞樹(一部を除く)	279,000円~465,000円
きのこ	424,000円

+

※登録品種の審査特性に特別調査形質に係る特性が含まれる場合、上記に加えて1形質あたり以下の金額が必要。

特別調査形質	一部の植物	1形質当たり	8,500円 ~275,000円
--------	-------	--------	---------------------

判定に係る調査における栽培試験手数料

(5) 拒絶

判定に係る調査において、以下に該当する場合、農林水産大臣は判定請求を拒絶します。

- ✓ 請求者が、正当な理由なく、命じられた資料の提出に応じないとき
- ✓ 請求者が、正当な理由なく、現地調査を拒んだとき
- ✓ 請求者が、正当な理由なく、納付を命じられた手数料を期限内に納付しないとき

なお、出願の拒絶の場合と異なり、判定請求の拒絶に際して、請求者に拒絶理由の通知は行われず、請求者に意見書を提出する機会は設けられていません。さらに、判定は、農林水産省が行政サービスとして実施するものですので、判定の拒絶について不服を申し立てることはできません。

(6) 判定結果の通知

調査を踏まえ、判定をした場合には、農林水産大臣は、判定結果を請求者に通知します。また、請求者が育成者権者以外の者である場合には、育成者権者にも、判定結果を通知することとなります。

なお、判定は、農林水産省が行政サービスとして実施するものであり、法的拘束力はありません。このため、判定の結果について不服を申し立てることはできません。

5. 判定のQ&A

Q：判定制度はどんな制度ですか？

A：農林水産大臣が、登録品種の品種登録審査時に作成された「審査特性」と対象となる品種の特性を比較して、明確に区別されないか(権利範囲に入ると推定されるか)を判断する制度です。

Q：判定は誰でも請求できますか？

A：登録品種の育成者権者を含む「登録品種に利害関係を有する者」のみが判定を求めることができることとしています。例えば、登録品種の育成者権者や、育成者権者から警告を受けた者等が考えられますが、利害関係を有するかどうかは個別の事案ごとに判断されます。

Q：判定制度の対象となる登録品種は、令和4年4月以降に出願された登録品種のみでしょうか？それ以前に出願された登録品種も含まれますか？

A：判定制度では、対象となる登録品種について特段制限を設けていませんので、令和4年3月以前に出願された登録品種についても、判定制度の対象となります。

Q：複数の登録品種、複数の判定対象品種について一度に判定を請求できますか？

A：判定請求は1つの登録品種、1つの判定対象品種について個別に行う必要があります。

Q：判定制度を利用するのにお金はかかりますか？

A：判定の請求については手数料を設けていませんが、判定において栽培試験を実施する場合には、品種登録出願の審査と同様の手数料（例えば、一般的な植物について栽培試験を実施する場合は、93,000円。）が必要となります。

Q：判定請求を途中で取り下げることが可能でしょうか？

A：農林水産省が判定の結果通知書を送付する前であれば、判定請求を取り下げることが可能です。具体的な手続については、16ページを参照ください。

Q：判定の請求から判定の結果が通知されるまでどのくらい時間がかかりますか？

A：判定の対象となる植物の種類や判定における調査の方法等によって異なりますが、栽培試験により判定対象品種の特性を調査する場合は、植物種によっては1年以上の時間を要する場合があります。

Q：判定制度の結果は第三者に公開されますか。

A：判定制度を活用した際の結果は、当該請求をした者及び当該登録品種の育成者権者のみに通知されます。

Q：育成者権の侵害・非侵害を確認する場合は、必ず判定制度を利用しなければいけないのでしょうか？

A：判定制度は、育成者権侵害を確認する唯一の手段ではなく、引き続き、種苗管理センターの品種類似性試験（比較栽培）等の利用も可能です。また、税関に対する輸出入差止申立ての場面などでは、確立されたDNA品種識別技術等の利用することで、迅速な判断が可能となります。侵害の対象となる植物の種類や侵害の状況に合わせて、適切な侵害の確認方法を利用してください。

Q：「登録品種の審査特性により明確に区別されない品種である」と判定された場合、これを民事訴訟に証拠として提出するとどのような効果がありますか？

A：裁判所が、判定の結果を支持して、判定対象品種が登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であると認めた場合、判定対象品種は育成者権の及ぶ品種であると推定されます。その場合、裁判の相手側が（例えば比較栽培などにより）判定対象品種が登録品種の特性により区別されることを積極的に立証できない限り、判定対象品種は育成者権の及ぶ品種であると認められることとなります。

Q：判定制度は、登録品種が品種登録時から特性を保持していることの証明にも使えますか？

A：判定制度は、登録品種の特性表と他の品種の特性との区別性について判断するものであるため、登録品種が特性を保持していることの証明に利用することはできません。

MAFF